

## スクールアカウンタビリティ in みつけ 2021 教育週間の取組、よろしくお願ひします

見附市では、11月の第3日曜日を「見附子育て教育の日」と定めています。今年は、11月21日で、西中学校では、2年生の総合学習の発表会、3年生の進路説明会を予定しています。1年生は、新型コロナウイルス感染症対策（＝密を避ける会場の確保ができない）のため授業公開はありません。申し訳ありませんがご理解ご協力をお願いします。また、今年も、保護者のみの参観とし、一般の市民の皆様への公開はありません。

午後は、アルカディアを会場に「スクールアカウンタビリティ in みつけ2021」が開催されます。こちらは、一般市民への公開がされますので、よろしかったら参加いただければと思います。そして、この「教育の日」を含む前後2週間を「見附市子育て教育週間」として、四つ葉運動（あいさつ、読書、花と緑、お手伝い）を保育園・学校から積極的に働きかけるなど、家庭・地域等がそれぞれの役割に応じて、意識的に行動する期間としています。西中学校では、メディアコントロールを中心とした生活習慣改善に取り組みます。『デジタルデトックスのすすめ』（米田智彦著・PHP）では、『本書で紹介する「デジタルデトックス」とは、「デトックス＝解毒」の言葉が示すとおり、ネットやスマホといったデジタル環境の持つ負の側面から「少し離れる習慣」を取り入れようというものです。・・・「使われる」のではなく「使いたいときに使う」—この当たり前のことをすっかり忘れてしまって、ネットから流れてくる情報に振り回されるのは、もう終わりにしよう。』と記されています。また、かつて聞いたある医師の講演では、「情報生活習慣病」「脳の過労」「情報メタボ」などのキーワードが出され、「自分と向き合う。自分を疑う。ゲーム等、やりたいのか、やらされているのか、立ち止まって考えてみる。」ことの重要性を訴えておられました。

便利なものではありませんが、しっかりコントロールすることが重要です。期間中、保護者の皆様からのご協力、よろしくお願ひいたします。

### 子どもの暮らしの充実に向けて・・・「四つ葉運動」

見附市では、子どもの心身の健やかな育ちを支えるとともに、自立と社会に出たときに大切となる力を育むことを目的とし「四つ葉運動」を推進しています。

#### ○あいさつ

社会生活、人間関係の基本であり、「絆」の「礎」です。

#### ○読書

深く考える力を養います。

#### ○花と緑

花と緑のある環境は心に優しく、命を育てる活動は「命のバトン」をつなぎます。

#### ○お手伝い

家族の一員としての責任感、自立の基本であり、人の役に立つ喜びが子どもの心を育てます。



## 教職員と児童生徒とのメールや SNS 等による やりとりの禁止について

文部科学省及び新潟県教育委員会から、教職員による児童生徒とのメールやSNS等によるトラブルを防ぐことを目的に標記通知がありました。以下の内容です。

- 1 教職員が SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりすることを行ってはならないこと。
- 2 校務や業務の必要上、やむを得ず SNS 等を利用する場合は、事前にメールアドレス等を把握する児童生徒の範囲と使用目的を校長に届け出させること。
- 3 教職員は、児童生徒からの SNS 等で相談等があった場合、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげること。
- 4 1 から 3 の趣旨を、児童生徒及び保護者に対して伝えること。
- 5 校長は、校内でルールや注意事項等を取り決め、共通認識を図るとともに、その運用状況等、常に自校の実態把握に努めること。

これを受け、当校では、『生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内規程』を作成し、先日、教職員に周知・指導いたしました。今後とも、トラブル防止に努めて参ります。

保護者の皆様におかれましても、この旨をご理解いただきたくお知らせいたします。また、ご協力をいただくとともに、教職員と生徒とのメール・SNS等のやりとりについて、不審な点がありましたら学校（担当 教頭）までご一報いただければと思います。

よろしく願いいたします。

## ご理解ご協力をお願いします～いじめ防止基本方針～

前号でご案内しましたとおり、当校の『いじめ防止基本方針』を改定しました。その中で、新潟県のいじめ防止条例で位置づけられている「いじめ類似行為」についての定義と「保護者の責務」について盛り込んでいます。以下、その内容を紹介します。ご理解をいただくとともに、「保護者の責務」について、ご協力をお願いいたします。

（定義）

第2条2 「いじめ類似行為」とは、児童等 に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を 知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

子どもたちの活動の様子をホームページ(西中ブログ)でお知らせしています。ご覧ください。